

10月は土地月間です！ ～土地取引の後には届出を！～

一定規模以上の土地取引を行った場合、国土利用計画法により、権利取得者（譲受人）は、土地の利用目的の審査を受けるために、契約締結日（契約締結日を含む）から2週間以内に、土地の所在する市町村に届出をしなければなりません。

※届出をしなかったり、虚偽の届出をすると罰せられる場合があります。

届出の必要な一定規模以上の土地取引

取引の規模（面積要件）

- ①市街化区域 2,000㎡以上
- ②①以外の都市計画区域 5,000㎡以上
- ③都市計画区域以外の区域 10,000㎡以上

取引の形態

- 売買
- 一時金を伴う地上権・賃借権の譲渡又は設定
- 農地の取引（農地法第5条第1項の許可を要する場合）
- 保留地処分（土地区画整理法）
- 交換
- 共有物の持分権の譲渡
- 営業譲渡（譲渡する財産に土地が含まれる場合）
- 譲渡担保
- 予約完結権、買戻権等の形成権の譲渡
- 所有権の移転を受ける権利を含む信託受益権の譲渡
- 代物弁済 等

※これらの取引の予約である場合も含まれます。

※停止条件付、期限付、買戻特約付契約である場合も含まれます。

届出の手続き

- 届出者 土地の権利取得者（売買の場合であれば買主）
- 届出期限 契約締結日（契約締結日を含む）から2週間以内
- 届出窓口 土地の所在する市町村の国土利用計画法担当課
- 届出書類

- (1) 土地売買等届出書 (2) 土地売買等の契約書の写し (3) 位置図（土地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図） (4) 周辺状況図（土地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1以上の地形図） (5) 公図（土地の形状を明らかにした図面） (6) その他（代理人へ委任した場合の委任状等）

※(1)の届出書は、茨城町のホームページからダウンロードできます。

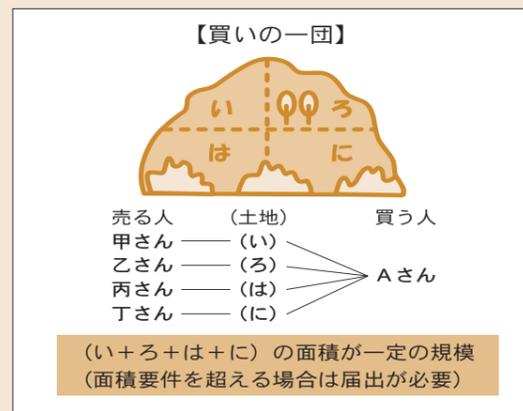
(<http://www.town.ibaraki.lg.jp/life/info-1506.html>)

- 届出部数 1部

【問合せ先】 まちづくり推進課 ☎240-7126(直通)

一団の土地取引(事後届出制の場合)

個々の取引面積は小さくても、権利取得者（売主の場合であれば買主）が権利を取得する土地の合計が一定の面積以上になる場合（「買いの一団」といいます。）には届出が必要です（下図参照）。



人権擁護委員が委嘱されました

7月1日、中村敬治さんが法務大臣より、新たに人権擁護委員に委嘱されました。
日常生活の中で、これは人権問題ではないだろうかと感じた場合には、お気軽にお近くの人権擁護委員、または法務局にご相談ください。

人権擁護委員の目的

- ・正しい人権の考え方を広め、人権尊重思想の啓発に努めること
- ・もし人権が侵された人がいた場合は、相談相手になること

◆茨城町の人権擁護委員

- 新任 中村 敬治さん（駒渡）
雨谷 和夫さん（大戸）
小島 照宝さん（神宿）
別所 直紀さん（越安）

特設無料人権相談所

毎日の暮らしの中で起こる様々な人権に関わる困りごとを解決に導くための相談会です。相談担当者は人権擁護委員です。秘密は厳守されます。

▼日時 10月23日（金） 午前10時～午後3時

▼場所 ゆうゆう館2階 会議室

こんなお悩みありませんか？

- ・ いじめ・体罰・女性・外国人などの差別問題
- ・ 金銭貸借、借地借家、近隣のもめごと
- ・ その他他人権に関する問題

【問合せ先】

水戸人権擁護委員協議会・水戸地方事務局
☎029(227)9919
茨城町社会福祉課 ☎029(240)7112

いばらきマリッジサポーター 結婚相談会

〜結婚より先相談・人生の宝さがし〜

茨城町において『いばらきマリッジサポーター』による無料の結婚相談会を次のとおり開催いたします。結婚を希望されるご本人、そのご家族、どなたでもお気軽にご相談ください。

相談会当日は、当会登録者のプロフィールを閲覧することができ、ご質問、ご相談に対しマリッジサポーターがお答えします。

結婚に関心のある方はどなたでもお気軽にご参加ください！

日時 10月18日（日） 午前10時～午後2時
場所 ゆうゆう館2階多目的室
主催 マリッジサポーター 県央地域活動協議会、茨城県、
（二社）いばらき出合いサポートセンター

※マリッジサポーターは、県知事より委嘱を受け結婚支援を行うボランティアです。

【問合せ先】 社会福祉課 ☎(240)7112

臨時福祉給付金の申請はお早めに

平成26年4月の消費税率引上げに伴い、所得の低い方に対する影響を緩和するため給付金が支給されます。

該当者には申請書を8月中旬に発送しました。

申請期間

平成27年8月20日（木）～11月19日（木）

受付時間 午前9時～午後5時（土日祝日を除く）

申請方法

郵送していただくか、役場1階ロビー臨時福祉給付金窓口にて申請してください。 ※郵送の場合は、同封の返信用封筒をご利用ください。

支給対象者

平成27年度分の住民税が課税されていない方

ただし、課税されている方に扶養されている場合や、生活保護の受給者である場合などは対象となりません。

支給額 一人につき6,000円

【申請に関する問合せ先・申請書の郵送先】

社会福祉課 臨時福祉給付金窓口 ☎029(240)7149

【制度に関する問合せ先】 厚生労働省給付金専用ダイヤル ☎0570(037)192